



島根県報

平成27年2月27日（金）

第2,677号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (環 境 政 策 課) 2

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (廃 棄 物 対 策 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水 産 課) 3

土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) 3

島根県指定金融機関等の名称等の一部改正 (会 計 課) 3

島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更 (審 査 指 導 課) 4

【特定調達公告】

出雲空港3,000立級化学消防車車両分解整備に係る随意契約の相手方等 (港 湾 空 港 課) 4

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る一般競争入札の落札者等 (下 水 道 推 進 課) 5

島根県警察本部庁舎外1施設で使用する電気供給に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 5

公布された条例等のあらまし

◇特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 規則の概要

松江保健所の移転に伴う規定の整理（別表関係）

2 施行期日

平成27年3月9日から施行することとした。

◇使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第4号）

1 規則の概要

松江保健所の移転に伴う規定の整理（別表関係）

2 施行期日

平成27年3月9日から施行することとした。

規 則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第3号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則（平成14年島根県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「松江市大輪町420番地」を「松江市東津田町1741番地3」に改める。

附 則

この規則は、平成27年3月9日から施行する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第4号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年島根県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表中「松江市大輪町420番地」を「松江市東津田町1741番地3」に改める。

附 則

この規則は、平成27年3月9日から施行する。

告 示**島根県告示第135号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年 2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業 者 | | 実施する事業 | 事業 所 | | 指定年月日 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------------|----------------|-------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 医療法人社団沖田内科医院 | 浜田市蛭子町20番地1 | 訪問リハビリテーション | 訪問リハビリテーションさざんか | 浜田市金城町七条ハ403番地 | 平成27年 2月 2日 |
| 医療法人社団沖田内科医院 | 浜田市蛭子町20番地1 | 介護予防訪問リハビリテーション | 訪問リハビリテーションさざんか | 浜田市金城町七条ハ403番地 | 平成27年 2月 2日 |
| 株式会社しろがねの里 | 大田市大田町大田口985番地4 | 通所介護 | シルバーハイツしろがねデイサービスセンター | 大田市大田町大田イ353 | 平成27年 2月16日 |
| 株式会社しろがねの里 | 大田市大田町大田口985番地4 | 介護予防通所介護 | シルバーハイツしろがねデイサービスセンター | 大田市大田町大田イ353 | 平成27年 2月16日 |

島根県告示第136号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年 2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

西ノ島町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第137号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
浜田市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
生湯町 I
- 3 指定の区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第138号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成27年3月2日から施行する。

平成27年2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3号の表中

| |
|--------------|
| くにびき農業協同組合 |
| やすぎ農業協同組合 |
| 隠岐農業協同組合 |
| 隠岐どうぜん農業協同組合 |
| 雲南農業協同組合 |
| いずも農業協同組合 |
| 斐川町農業協同組合 |
| 石見銀山農業協同組合 |
| 島根おおち農業協同組合 |
| いわみ中央農業協同組合 |
| 西いわみ農業協同組合 |

「
島根県農業協同組合
」

を に改める。

島根県告示第139号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成27年2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定 番号 | 売りさばき人の 住所及び氏名 | 売りさばき場所 | 変 更 に 係 る 事 項 | |
|----------|-----------------------------|---------|---------------|---------------------------|
| | | | 変 更 後 | 変 更 前 |
| | | | 売りさばき場所 | 売りさばき場所 |
| 962 | 出雲市高松町778-1 株式会社八雲 代表取締役 | 松江市北陵町1 | 松江市北陵町1 | 出雲市大津町1139（廃止） 松江市北陵町1 |

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成27年2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等又は役務の名称及び数量
出雲空港3,000立級化学消防車車両分解整備 1台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部出雲空港管理事務所 島根県出雲市斐川町沖洲2633-1

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年12月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社モリタテクノス 西日本営業部 部長 松岡 孝正 兵庫県三田市テクノパーク32番地
- 5 随意契約に係る契約金額
36,936,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年2月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）
- 3 落札者を決定した日
平成27年2月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
カナツ技建工業株式会社 代表取締役 金津 任紀 島根県松江市春日町636番地
- 5 落札金額
3,078,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成26年12月2日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年2月27日

島根県警察本部長 福 田 正 信

- 1 入札に対する事項
 - (1) 調達件名及び数量
島根県警察本部庁舎外1施設で使用する電気供給
 - ア 島根県警察本部庁舎の年間予定使用電力量 2,009,600キロワット時
 - イ 島根県運転免許センターの年間予定使用電力量 423,700キロワット時

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成27年6月1日から平成28年5月31日まで

(4) 供給場所

ア 島根県松江市殿町8-1 島根県警察本部庁舎

イ 島根県松江市打出町250-1 島根県運転免許センター

(5) 入札方法

ア 入札金額は、島根県警察本部が提示する予定契約電力及び予定使用電力量に応じて、それぞれに基本料金及び電力量料金の単価（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を乗じて算出した1年間の総合計金額（以下「総価」という。）を記載すること。

なお、記載する各単価にあつては、各者が設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載すること（小数点以下を含むことができる。）。ただし、総価を算出をする際に、それぞれの月ごとの合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

イ 落札者の決定は総価の最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(4) 庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加者資格名簿の営業種別「電気供給業務」に登載された者であること。

(5) 島根県が行う庁舎の電気供給業務の契約に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

(8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる条件を満たすこと。

(9) 供給を開始する日から、確実に安定した供給ができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成27年2月27日から同年4月7日までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第

1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(3) 入札説明会

行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成27年4月16日 午後2時(郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。)

(5) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時 平成27年4月16日 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成27年4月8日正午までに、入札説明書に定める申請書及び所定の提出書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に基づき、契約期間における予定使用電力等による相当金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

なお、平成27年度予算が議会において議決されないときは、入札を行わない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Subject matter for tender :

a Electric power for the Shimane prefectural police headquarters building.

Estimated amount of electric power to be used 2,009,600 kWh

b Electric power for the Shimane Driver's License Center building.

Estimated amount of electric power to be used 423,700 kWh

(2) Bid tendering Date : April 16, 2015, 2 : 00 P.M.

(It is necessary to reach for mail by noon April 16, 2015)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,
Shimane Prefectural Police Headquarters 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan
690-8510

TEL:0852-26-0110(ext. 2241 or 2242)